

令和 7 年度三郷町障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定に基づき、町内における障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定める。

2 適用範囲

本調達方針は、本町のすべての機関が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達に適用する。

3 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、次のとおりとする。

（1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び障害者基本法に基づく事業所等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A型・B型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）

オ 地域活動支援センター

カ 小規模作業所

（2）障害者優先調達推進法施行令に基づく事業所

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく子会社の事業所

イ 重度障がい者多数雇用事業所（※）

※重度障がい者多数雇用事業所の要件（以下のすべての要件を満たす事業所）

① 障がい者の雇用者数が 5 人以上

② 雇用障がい者数の割合が労働者数の 20%以上

③ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が 30%以上

(3) 在宅就業障がい者等

- ア 在宅就業障がい者 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者
- イ 在宅就業支援団体 在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体

4 調達目標額

令和7年度調達目標額は、10,922,086円とする。

5 調達の推進方法

- (1) 障がい者就労施設等が提供可能な物品や役務についての情報を収集し、庁内各部署に情報提供することにより、出来る限り多くの部署で障がい者就労施設等からの調達の推進が図られるよう努める。
- (2) 障がい者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用するよう努める。

6 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を策定したときは、町ホームページ等で公表する。
- (2) 調達実績については、その概要を取りまとめ、翌年度6月末までに町ホームページ等で公表する。

7 担当窓口

本方針の担当窓口は、三郷町住民福祉部住民福祉課とする。